

# 山梨県公報

第二千三百三三号

平成二十五年

三月四日

月 曜 日

## 目次

### 告示

保安林の指定の解除の予定	一三九
山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例別表の知事が定める者	一三九
県営土地改良事業計画の決定	一三九
換地計画の決定	一四〇
急傾斜地崩壊危険区域の指定	一四〇
公告	
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(二件)	一四〇
争議行為予告通知の受理	一四一
平成二十五年前期技能検定の実施	一四二
平成二十五年年度技能検定(随時実施する三級、基礎一級及び基礎二級)の実施	一四五
公聴会の実施(二件)	一四九

## 告示

### 山梨県告示第六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十五年三月四日

山梨県知事 横内正明

- 解除に係る保安林の所在場所  
南巨摩郡富士川町高下字北畑九四八の四八、九四八の四九、九五〇の一
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため

### 山梨県告示第六十一号

山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第十九号)別表に規定する知事が別に定める者を次のとおり定め、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月四日

山梨県知事 横内正明

山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例別表に規定する知事が別に定める者は、次に掲げる者とする。

- 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する中等教育学校(同法第六十六条に規定する後期課程に限る。)、大学(同法第八十二条に規定する短期大学を含む。)、若しくは高等専門学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第二百三十四条第一項に規定する各種学校に在学する者
- 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設、同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校又は同法第二十五条に規定する認定職業訓練を行う事業主等が設置する職業訓練施設において職業訓練を受けている者(職業に就いている者及び職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第九条に規定する短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者を除く。)

### 山梨県告示第六十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(龍岡地区農地整備事業)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ

平成二十五年三月四日

山梨県知事 横内正明

- 縦覧書類  
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間  
平成二十五年三月五日から同年四月二日まで
- 縦覧場所  
韮崎市役所
- 異議申立期間  
平成二十五年四月三日から同年四月十七日まで

山梨県告示第六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、  
県管中山間地域総合整備事業（八代地区高家工区）の換地計画を定めたので、次のとおり  
関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。  
平成二十五年三月四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類  
換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十五年三月五日から平成二十五年四月二日まで

三 縦覧場所  
笛吹市役所

四 異議申立期間

平成二十五年四月三日から同年四月十七日まで

山梨県告示第六十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三  
条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、  
山梨県土木整備部砂防課及び峡南建設事務所身延河川砂防管理課に備え置いて縦覧に  
供する。

平成二十五年三月四日

山梨県知事 横 内 正 明

急傾斜地崩壊危険区域		区域				
	標柱番号	郡	市	町	大字	字
火打石	一	南巨摩郡	南部町	福士	火打石	二三四二七番一
	二	同	同	同	宮部	二三四二八番三
	三	同	同	同	火打石	二五九六八番
	四	同	同	同	同	同

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請  
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次の  
とおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報  
センターに備え置いて縦覧に供する。  
平成二十五年三月四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 申請のあった年月日 平成二十五年二月二十五日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 名称 特定非営利活動法人生活介護支援くまちゃん
- 代表者の氏名 熊坂 貞子

公 告

二十五	二十四	二十三	二十二	二十一	二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	二三四二七番一	二三四二八番三	二五九六八番	二三四二七番一	同	二三四一九番	二三四二〇番一	二三四二〇番一	二三四二〇番一	二三四二〇番一	二三四二〇番一	二三四二〇番一	二三四二〇番一	二三四二〇番一	二三四二〇番一	二三四二〇番一	二三四二〇番一	二三四二〇番一	二三四二〇番一

- 3 主たる事務所の所在地 山梨県大月市猿橋町猿橋百九十五番地
- 4 定款に記載された目的  
この法人は、相互扶助の精神に基づき地域住民に対して、福祉活動に関する事業を行い、高齢者、障害者、及び児童、幼児の福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十五年二月二十六日から同年四月二十五日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請  
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
平成二十五年三月四日

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年二月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人さくらネットワーク協会
  - 2 代表者の氏名 櫻本 広樹
  - 3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市
  - 4 定款に記載された目的  
この法人は、福祉サービスを必要とする者が心身ともに健やかに育成されるべきであるとの福祉社会の重要性に関する認識に基づき、福祉と医療の連携を図りつつ、科学的でかつ適正な医療を普及することを目指し、また福祉と医療に関する各種サービスを提供する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十五年二月二十六日から同年四月二十五日まで

● 争議行為予告通知の受理  
労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山梨民主医療機関労働組合執行委員長内田博之から次のとおり争議行為を行う旨平成二十五年二月二十一日付けで通知があった。  
平成二十五年三月四日

- 一 事件
- 次の要求事項解決のため
- 1 医師・看護師・介護職員をはじめとする医療・福祉・介護労働者の大幅増員。

山梨県知事 横 内 正 明

- 2 生活を守る資金と雇用の確保。大幅な一時金の獲得、「成果主義賃金」「業績評価制度」の導入反対。不払い時間外労働の一扫。下請け・派遣労働の導入・拡大反対。
- 3 長時間・二交代制勤務反対。夜勤交代制労働者の「一日八時間以内、週三十二時間、勤務間隔十二時間以上」勤務実現。

二 日時  
平成二十五年三月十四日以降、要求解決まで必要に応じて実施する。

三 場所

- 甲府市宝一丁目九番一号 甲府共立病院  
 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 石和共立病院  
 南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立病院  
 南アルプス市桃園三百四十番地の一 巨摩共立歯科診療所  
 笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂共立診療所  
 笛吹市御坂町八千蔵五百三十五番地の一 御坂共立歯科診療所  
 北杜市武川町牧原千三百七十一番地 武川診療所  
 北杜市武川町牧原千三百七十一番地 武川歯科診療所  
 甲府市丸の内二丁目九番二十八号 共立歯科センター  
 甲斐市富竹新田二百三十一番地の一 竜王共立診療所  
 甲府市宝一丁目十番五号 甲府共立診療所  
 南巨摩郡富士川町長澤二百二十五番地の四 ますほ共立診療所  
 甲府市飯田三丁目一番三十五号 共立高等看護学院  
 甲府市丸の内二丁目九番二十八号 勤医共駅前ビル四階 甲府訪問看護ステーション  
 甲府市丸の内二丁目九番二十八号 勤医共駅前ビル四階 ヘルパーステーションすずかけ  
 甲府市丸の内二丁目九番二十八号 勤医共駅前ビル四階 共立介護支援センター  
 南アルプス市桃園三百七十七番地の二 訪問看護ステーションあらぐさ  
 南アルプス市桃園三百七十七番地の二 ヘルパーステーションあらぐさ  
 南アルプス市桃園三百七十七番地の二 居宅介護支援事業所あらぐさ  
 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 東八訪問看護ステーションほほえみ  
 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 ヘルパーステーションほほえみ  
 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 ヘルパーステーションほほえみ  
 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 居宅介護支援事業所ほほえみ  
 笛吹市御坂町八千蔵五百三十八番地の一 御坂八代訪問看護ステーションたんぼほ  
 北杜市武川町牧原千三百七十一番地 かいこま訪問看護ステーション

甲斐市富竹新田四百一番地の四 訪問看護ステーションやすらぎ  
 甲斐市富竹新田四百一番地の四 ヘルパーステーションやすらぎ  
 甲斐市富竹新田四百一番地の四 居宅介護支援事業所やすらぎ  
 甲府市丸の内二丁目九番二十八号勤医共駅前ビル四階 甲府市中央地域包括支援センター

南アルプス市桃園三百四十番地 巨摩共立デイサービスいきやり  
 笛吹市石和町広瀬六百二十三番地 通所介護事業所ふれあい  
 南巨摩郡富士川町長澤二百二十五番地の四 まずほ共立診療所デイサービスふるさと

大月市猿橋町殿上五百八十七番地の四 共立診療所さるはし

大月市猿橋町殿上五百八十七番地の四 居宅介護支援事業所さるはし

大月市猿橋町殿上四百二番地の四 共立デイサービスとのうえ

甲府市若松町六番三十五号 共立介護福祉センターわかまつ

南アルプス市桃園三百七十九番地 デイサービスもその

南アルプス市桃園三百七十九番地 ショートステイもその

南アルプス市小笠原百六十八番地の四 グループホームわがや小笠原南

甲府市宝一丁目四番十六号 共立介護福祉センターわかまつ西

以上の病院、診療所、介護事業所をとりまく地域と病院、診療所、介護事業所の構内及び全職場、または一部職場。

四 概要

三に掲げる場所において、全体的あるいは部分的に連続、断続を含む全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の一切の争議行為を単独又は併用して行う。

ただし、救急患者及び重症患者の為の保安要員については、必要に応じて配置する。

● 平成二十五年前期技能検定の実施

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公告する。

平成二十五年三月四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 実施職種

1 一級及び二級

一級及び二級の検定職種のうち前期（平成二十五年四月一日から同年九月三十日までの期間をいう。以下同じ。）に実施するものは、次の表の上欄に掲げる職種と

し、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものは、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
園芸装飾	なし	なし
造園	なし	なし
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造作業法	鑄鉄鑄物鑄造作業
金属熱処理	一般熱処理作業法	一般熱処理作業
機械加工	旋盤加工法、フライス盤加工法、研削盤加工法及びマシンングセンタ加工法	普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業及びマシンングセンタ作業
放電加工	数値制御彫り放電加工法及びワイヤ放電加工法	数値制御彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業
金属プレス加工	なし	なし
鉄工	構造物鉄工作業法	構造物鉄工作業
建築板金	全科目	全科目
工場板金	曲げ板金加工法及び打出し板金加工法	曲げ板金作業及び打出し板金作業
仕上げ	全科目	全科目
ダイカスト	なし	コールドチャンダイカスト作業
電子機器組立て	なし	なし

電気機器組立て	回転電機組立て法、配電盤・制御盤組立て法及び回転電機巻線製作法	回転電機組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業及び回転電機巻線製作作業
建設機械整備	なし	なし
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作法	婦人子供注文服製作作業
家具製作	家具手加工作業法	家具手加工作業
建具製作	木製建具手加工作業法	木製建具手加工作業
プラスチック成形	射出成形法	射出成形作業
石材施工	石張り施工法	石張り作業
とび	なし	なし
左官	なし	なし
タイル張り	なし	なし
畳製作	なし	なし
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水施工法、アクリルゴム系塗膜防水施工法、シーリング防水施工法及びFRP防水施工法	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ施工法、木質系床仕上げ施工法、鋼製下地施工法及びボード仕上げ施工法	プラスチック系床仕上げ工事作業、木質系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業
熱絶縁施工	保温保冷施工法	保温保冷工事作業

サッシ施工	なし	なし
貴金属装身具製作	なし	なし
表装	全科目	全科目
塗装	建築塗装法及び金属塗装法	建築塗装作業及び金属塗装作業
フラワー装飾	なし	なし

2 三級  
 三級の検定職種のうち前期に実施するものは、次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ことの学科試験又は実技試験の科目のうち受験者が選択するものは、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
園芸装飾	なし	なし
造園	なし	なし
金属熱処理	一般熱処理作業法	一般熱処理作業
機械加工	旋盤加工法、フライス盤加工法、研削盤加工法及びマシニングセンタ加工法	普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業及びマシニングセンタ作業
建築板金	内外装板金施工法	内外装板金作業
工場板金	曲げ板金加工法	曲げ板金作業
仕上げ	機械組立仕上げ法	機械組立仕上げ作業
機械保全	全科目	全科目
電子機器組立て	なし	なし



建築大工	なし	なし
とび	なし	なし
左官	なし	なし
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ施工 法	プラスチック系床仕上げ工 業
塗装	金属塗装法	金属塗装作業
フラワー装飾	なし	なし

二 試験の方法  
実技試験及び学科試験

三 日程等

1 実技試験

(一) 実施期日

平成二十五年六月五日(水)から同年九月十日(火)までの間において、別に山梨県職業能力開発協会が指定する日を行う。

(二) 実施場所

別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。

(三) 問題の公表

平成二十五年五月二十九日(水)から山梨県職業能力開発協会(甲府市大津町二千三百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター内)において行う。ただし、一部の職種については公表しない。

2 学科試験

(一) 実施期日

職 種	実施期日
三級 園芸装飾、造園、機械加工、建築板金、工場板金、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、内装仕上げ施工、塗装及びフラワー装飾	平成二十五年七月二十一日(日)

1 一級及び二級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装	平成二十五年八月二十五日(日)
2 三級 金属熱処理	
一級及び二級 機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工及び貴金属装身具製作	平成二十五年九月一日(日)
一級及び二級 園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラワー装飾	平成二十五年九月八日(日)

(二) 実施場所

甲府市大津町二千三百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター

四 受検申請の手続

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書

実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 試験手数料

(一) 実技試験

(1) 一級、二級及び三級(2)に該当する者を除く。)を受検する者  
一万六千五百円

(2) 三級を受検する者のうち次のア又はイに該当する者

ア 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する高等学校、中等教育学校(同法第六十六条に規定する後期課程に限る。)、大学(同法第八十二条に規定する短期大学を含む。)、若しくは高等専門学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第二百三十四条第一項に規定する各種学校に在学する者

イ 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設、同法第二十七条第一項に規定する職業能力

開発総合大学校又は同法第二十五条に規定する認定職業訓練を行う事業主等が設置する職業訓練施設において職業訓練を受けている者（職業に就いている者及び職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条に規定する短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者を除く。）

一千万円

(二) 学科試験

三千円

3 手数料の納付方法

実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は還付しない。

4 受付期間

平成二十五年四月八日（月）から同月十九日（金）まで

5 提出先

甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター内 山梨県職業能力開発協会（電話〇五五 二四三 四九一六）

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（角形二号の封筒に、あて先を記入し、百二十円切手を貼り付けたもの）を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書 在中」と朱書きすること（受付期間内の消印のあるもの限り受け付ける。）。なお、試験の免除を受けよとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表及び通知

合格者については、平成二十五年八月二十三日（金）（金属熱処理を除く三級職種に限る。）及び同年十月四日（金）に県庁東側の掲示板上に受検番号を掲示するとともに、山梨県のホームページ内に掲載する。なお、合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、山梨県職業能力開発協会から書面で通知する。

2 合格証書等の交付

一級の合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、二級又は三級の合格者には山梨県知事名の合格証書を交付する。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章を交付する。

六 その他  
技能検定について不明な点は、山梨県産業労働部産業人材課又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

●平成二十五年技能検定（随時実施する三級、基礎一級及び基礎二級）の実施  
職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公告する。  
平成二十五年三月四日

一 実施職種等

1 実施する検定職種及びその等級

(一) 随時実施 三級

三級の検定職種のうち前期（平成二十五年四月一日から同年九月三十日までの期間をいう。以下同じ。）又は後期（同年十月一日から平成二十六年三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）の期間に関わらずに随時実施するものは、次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものは、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
さく井	全科目	全科目
鋳造	全科目	全科目
機械加工	旋盤加工法及びフライス盤加工法	普通旋盤作業及びフライス盤作業
金属プレス加工	なし	なし
鉄工	なし	なし

建築板金	ダクト板金施工法	ダクト板金作業
工場板金	機械板金加工法	機械板金作業
仕上げ	全科目	全科目
機械検査	なし	なし
ダイカスト	なし	全科目
機械保全	機械系保全法	機械系保全作業
電子機器組立て	なし	なし
電気機器組立て	回転電機組立て法、変圧器組立て法、配電盤・制御盤組立て法、開閉制御器具組立て法及び回転電機巻線製作法	回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業
プリント配線板製造	全科目	全科目
冷凍空気調和機器施工	なし	なし
婦人子供服製造	なし	なし
寝具製作	なし	なし
帆布製品製造	なし	なし
家具製作	なし	なし
建具製作	なし	なし
紙器・段ボール箱製造	全科目	全科目

プラスチック成形	射出成形法	射出成形作業
石材施工	全科目	全科目
パン製造	なし	なし
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	なし	なし
建築大工	なし	なし
かわらぶき	なし	なし
とび	なし	なし
左官	なし	なし
タイル張り	なし	なし
配管	建築配管施工法	建築配管作業
型枠施工	なし	なし
鉄筋施工	なし	なし
コンクリート圧送施工	なし	なし
防水施工	なし	なし
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ施工法、カーペット系床仕上げ施工法及びカーテン施工法	プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業及びカーテン工事作業
熱絶縁施工	なし	なし
サッシ施工	なし	なし



工業包装	なし	なし
塗装	建築塗装法、金属塗装法、鋼橋塗装法及び噴霧塗装法	建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業
表装	なし	なし

(二) 基礎一級及び基礎二級  
 基礎一級及び基礎二級の検定職種のうち前期又は後期の期間に関わらずに随時実施するものは、次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受験者が選択するものは、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
さく井	全科目	全科目
鑄造	全科目	全科目
機械加工	旋盤加工法及びフライス盤加工法	旋盤作業及びフライス盤作業
金属プレス加工	なし	なし
鉄工	なし	なし
建築板金	ダクト板金施工法	ダクト板金作業
工場板金	機械板金加工法	機械板金作業
仕上げ	全科目	全科目
機械検査	なし	なし
ダイカスト	なし	全科目
機械保全	機械系保全法	機械系保全作業

電子機器組立て	なし	なし
電気機器組立て	回転電機組立て法、変圧器組立て法、配電盤・制御盤組立て法、開閉制御器具組立て法及び回転電機巻線製作法	回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業
プリント配線板製造	全科目	全科目
冷凍空気調和機器施工	なし	なし
婦人子供服製造	なし	なし
寝具製作	なし	なし
帆布製品製造	なし	なし
家具製作	なし	なし
建具製作	なし	なし
紙器・段ボール箱製造	全科目	全科目
プラスチック成形	射出成形法	射出成形作業
石材施工	全科目	全科目
パン製造	なし	なし
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	なし	なし
建築大工	なし	なし

かわらぶき	なし	なし
とび	なし	なし
左官	なし	なし
タイル張り	なし	なし
配管	建築配管施工法	建築配管作業
型枠施工	なし	なし
鉄筋施工	なし	なし
コンクリート圧送 施工	なし	なし
防水施工	なし	なし
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ施工 法、カーペット系床仕上げ施 工法及びカーテン施工法	プラスチック系床仕上げ工事作 業、カーペット系床仕上げ工事 作業及びカーテン工事作業
熱絶縁施工	なし	なし
サッシ施工	なし	なし
表装	なし	なし
塗装	建築塗装法、金属塗装法、鋼 橋塗装法及び噴霧塗装法	建築塗装作業、金属塗装作業、 鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業
工業包装	なし	なし

2 受検資格

1に掲げる随時実施の三級試験については、当該検定職種に係る基礎一級又は基礎二級に合格した者に限り受けることができるものとする。

二 試験の方法  
実技試験及び学科試験

三 日程等

1 実技試験

- (一) 実施期日  
山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- (二) 実施場所  
山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。
- (三) 問題の公表  
あらかじめ受検申請者に送付する。

2 学科試験

- (一) 実施期日  
山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- (二) 実施場所  
甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター

四 受検申請の手続

1 提出書類

- (一) 技能検定受検申請書
- (二)(一) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
- 2 試験手数料  
実技試験  
一万六千五百円
- (二) 学科試験  
三千円

3 手数料の納付方法

実技試験の手数料及び学科試験の手料は、技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は還付しない。

4 受付期間

随時

5 提出先

甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター内 山梨県職業能力開発協会(電話〇五五 二四三 四九一六)

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会にて交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（角形二号の封筒に、あて先を記入し、百二十円切手を貼り付けたもの）を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表

合格者には、山梨県職業能力開発協会が書面で通知する。

2 合格証書の交付

合格者には、山梨県知事の合格証書を交付する。

六 その他

技能検定について不明な点は、山梨県産業労働部産業人材課又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 公聴会の実施

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成二十五年三月四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開催期日 平成二十五年三月二十七日（水）午後七時
- 二 開催場所 甲府市青沼三丁目五号四十四番 甲府市総合市民会館三階大会議室
- 三 聴こごととする案件 甲府都市計画道路（和戸町竜王線）の変更について
- 四 意見書の提出先 甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課
- 五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 六 意見書の提出期限 平成二十五年三月十八日（月）午後五時十五分
- 七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、県土整備部都市計画課及び中北建設事務所並びに甲府市都市計画課において縦覧に供する。
- 八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

● 公聴会の実施

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公

聴会を開催する。

平成二十五年三月四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開催期日 平成二十五年三月二十七日（水）午後七時
- 二 開催場所 甲府市青沼三丁目五号四十四番 甲府市総合市民会館三階大会議室
- 三 聴こごととする案件 甲府都市計画河川（濁川）の変更について
- 四 意見書の提出先 甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課
- 五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 六 意見書の提出期限 平成二十五年三月十八日（月）午後五時十五分
- 七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、県土整備部都市計画課及び中北建設事務所並びに甲府市都市計画課において縦覧に供する。
- 八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番